

「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(案)」に対する意見募集で寄せられた主な意見に対する政府の見解

番号	カテゴリ	主な意見	見 解
1	<p>I</p> <p>被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向</p> <p>(405 件)</p>	<p><u>避難・移住の権利を認めること、放射線の健康への影響が十分に解明されていないことを基本的方向性に明示するべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による放射能健康被害の実態を認め、避難・移住の権利を認め、具体化する方針を策定するべき。 ・放射性物質による放射線が健康に及ぼす危険が科学的に十分に解明されていないこと、健康被害を未然に防止する観点から放射線の提言及び健康管理に万全を期することが何一つ反映されていない。基本的方向性に明示するべき。 	<p>この法律は、基本方針を策定し、①支援対象地域に引き続き生活、②支援対象地域から移動して生活、③支援対象地域に帰還して居住というそれぞれの被災者の選択ごとに、どのような施策を講じるべきかを示しており、その際、その被災者の選択に応じて、適切に支援するということとされています。</p> <p>政府としては、この法律の趣旨を踏まえ、支援対象地域に限らず、その他の地域においても被災者の選択に応じて適切な支援が行われるよう、基本方針に必要な施策を盛り込んだものと考えています。</p> <p>なお、法の基本理念を踏まえ、避難しない場合・する場合・帰還する場合のいずれについても適切に支援するものであることを明確化する修正を行っています。</p>
2	<p>II</p> <p>支援対象地域に関する事項</p> <p>(2,707 件)</p>	<p><u>支援対象地域は追加放射線量年間 1mSv 以上の地域にするなど、広く設定するべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域が狭すぎる。 ・支援対象地域は追加線量年 1mSv 以上の地域にすべき。 ・原発事故前の安全基準は年間 1mSv だったのが事故後は 20mSv まで引き上げられているのはおかしいので、事故前の安全基準の 1mSv と設定すべき。 ・「年間積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのある地域と連続しながら、20 ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた地域」を「支援対象地域」とするとあるが、本法律第 1 条の「被災者」の定義にある「一定の基準以上の放射線量」を、20 ミリシーベルトとした根拠についてお示しいただきたい。 ・法第 1 条での「被災者」の定義には支援対象地域内に居住している者等とこれらに準じる者の両者が含まれており、支援対象地域と準支援対象地域に分けるべきではない。 ・追加被ばく線量が年間 1mSv を超える市町村では汚染状況重点調査地域の指定を受けて放射能汚染対策を進めており、汚染状況重点調査地域と支援対象地域を異なるもの 	<p>放射線による健康不安は個人によって様々であり、必要な支援内容を一律に定めることは難しいものの、福島県中通り・浜通りは、「相当な線量」が広がっていた地域であり、特に強い健康不安が生じた地域として考えられるため、「支援対象地域」と定めたところです。</p> <p>一方、この「支援対象地域」に該当しない地域においても、施策ごとに支援すべき地域や対象者を定めつつ、きめ細かく施策を実施することが重要であり、基本方針案においては、「支援対象地域」より広範囲な地域を支援対象地域に準じる「準支援対象地域」として定め、あわせて施策を講じる対象地域と設定することとしたものです。</p> <p>また、基本方針案において用いている「20 ミリシーベルト」は「政府による避難指示が行われるべき基準」であって、支援対象地域における線量の上限と位置付けられているものです（下限となるのが「相当な線量」となります。）。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>とすべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域と準支援対象地域による区分によらず、実効性のある支援策がそれを必要とする全ての被災者を対象として行われるべき。 ・支援対象地域と準支援対象地域の線引きによってこれまで被災者が受けてきた支援内容に不利益が生じないような配慮をすべき。 ・支援対象地域と準支援対象地域を分ける場合には基準となる線量やその測定方法等を明確にすべき。 ・支援対象地域の設定の具体的な基準を示すべき。 	<p>なお、例えば原子力発電所のような放射線を使用する施設では、当該施設の外側で一般公衆が被ばくする放射線量について 1 ミリシーベルトを超えないよう管理することを放射線を使用する事業者に求めている。これは放射線防護に関する基準の策定に当たって国際的に広く採用されている ICRP 勧告に基づくものですが、この水準は、健康に関する「安全」と「危険」の境界を示す線量であることから採用されているわけではなく、自然放射線源からの線量レベルの変動等を考慮して決められたものです。</p>
3	<p>III-1 汚染状況調査 (103 件)</p>	<p><u>放射線モニタリングの対象・範囲について</u> <u>空間線量率だけでなく土壌調査も測定すべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染状況調査について、空間線量だけでなく土壌調査（セシウム以外の核種も）も必要だと思います。 ・しっかり土壌汚染の深刻さを調査し、核種の分析、土壌+空間線量、外部+内部被曝のシミュレーションを出し、汚染マップを作り公表すること。 ・空間線量測定では福島県の多くの地域で見られたようにモニタリングポストの周囲を除染してから測定するなどの作為的行為が見られ、住民の不信感をかうこともあると聞きましたので、土壌調査もあわせて行うべきだと思います。 ・航空モニタリングの値ではなく、詳細な土壌汚染マップを核種ごとに早急に作ること <p><u>広域土壌調査を実施すべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡、長野以東の土壌汚染測定をより厳密に実施せよ。 (少なくともセシウム、ストロンチウム、プルトニウム、ウランの核種) ・総合モニタリングの計画の中に土壌検査も入れてください。東葛地方は風雨の影響で放射性物質が移動したり再結集したりチェルノブイリと同じくらいの土壌汚染が見られます。子供たちが生活する場所の土壌検査はぜひ必要です。 ・また、福島以外の東日本全域における土壌の検査を行って、どの地域がどれだけ放射能に置かされているかをしっかり検出して公表すべきである。 	<p><土壌汚染調査の実施について></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故以降、これまで4回福島県を中心とした土壌中の放射性物質濃度を測定し、それをマップ化して公表しているところです。また、土壌中の放射性物質濃度の測定においては、セシウム以外の放射性物質についても測定を行っております。今後とも定期的に測定を行い、その結果を公表していくこととしています。</p> <p><土壌汚染調査の対象地域について></p> <p>航空機モニタリングの結果などから、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響があると考えられる地点を対象に土壌中の放射性物質濃度の測定を行っております。過去、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県の地域で実施実績があります。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
4		<p>・空間線量ばかりではなく、土壤汚染も調査して、出来れば日本全国の土壤汚染を測定して教えて欲しいです。</p> <p><u>広域の空間線量率を測定し、結果をマップ化するなどして分かりやすく公表すべき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間線量が比較的低い地域での空間線量の測定の徹底。 ・近隣県だけでなく特に関東の放射線モニタリング ・正確な汚染マップを作成し、広く国民が見れるようにしてください。 ・全国の、線量 0.5mSv 以上の詳細な汚染マップ（市町村単位でなく）を作成してください。放射能は今も放出され続けているので、汚染マップを1年ごとに更新するなど、今後の健康被害に関しても対処できるデータ作成をすることを盛り込んでください。 ・東電の福島第一原発から排出される汚染水や、汚染排気により全国（海外まで）へ汚染が拡散しつつあります。最低年1回は、全国汚染マップも作るべきです。 <p><u>α核種、β核種を含め、放射性物質の種類毎にきめ細かく調査すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率（$\mu\text{Sv/h}$）だけではなく、β線核種、α線核種の土壤調査を早急にまじめに行ってください。そして、隠蔽することなく、公表してください。空間線量率の値だけでごまかさなないでください。被曝は外部被曝ではありません。チェルノブイリでもストロンチウム汚染mapは作られたのです。何故、日本でできないのでしょうか？この調査無しに、危険度の正確な判断はできません。 ・汚染状況の調査等、除染の継続的迅速な実施。時に汚染調査はα、β核種を含め放射性物質の種類毎調査すること。 ・汚染調査は、α核種・β核種を含め放射性物質の種類毎にきめ細かく実施すること。 ・他の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、アメリシウム）が土壤や水に含まれているか、調べて公表することもできていない。 <p><u>高濃度汚染水の地下水への流入、海洋流出が起きたことをふまえ、地下水、海域への汚染調査を拡充する必要がある。</u></p>	<p><空間放射線量マップの公表について></p> <p>平成23から24年度にかけて、日本全国を対象に航空機モニタリングを実施しました。この結果を踏まえて、現在では東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響により比較的空間線量率が高いと考えられる地域を対象に航空機モニタリングを継続して実施し、その結果をマップにして公表しています。</p> <p>また、事故後にモニタリングポスト計250基を全国に増設し、計約300基のモニタリングポストで空間線量率のリアルタイム測定を実施しています。</p> <p><土壤汚染調査の対象となる放射性物質について></p> <p>福島第一原子力発電所事故とチェルノブイリ原子力発電所事故とは、放出された放射性物質の核種、量が違うことから、一概に比較することは困難です。</p> <p>しかしながら、土壤中のストロンチウムやプルトニウムの放射性物質濃度については、これまで2回汚染状況の調査を行い、マップ化して公表を行っております。</p> <p>また、東京電力福島第一原子力発電所近傍海域におけるストロンチウムの放射性物質濃度についても定期的に測定を行っています。</p> <p><汚染水に係る汚染調査について></p> <p>東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏洩については、これまでもモニタリング地点やモニタリング頻度を増やすなどの対応をしてきたところです。今後とも海洋への影響を調査するために適切に対応していくこととしています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
5		<p><u>中、長期的な放射線量率の予測は、できるだけ速やかに公表し、試算値は毎月更新すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中、長期的な放射線量率の予測」はこれまでの調査に基づき既に算出可能。本案を待たずできるだけ速やかに公表し試算値は毎月更新すること。 ・汚染状況調査について 1「中、長期的な放射線量率の予測」は、文科省等のこれまでの調査に基づき既に算出可能。 2「環境中の動態調査」等の研究項目は予算流用の恐れがある。一刻を争う被災者の直接的支援の妨げにならないよう、予算枠を別にした他事業で推進すること。 	<p>放射線量率の予測については、平成 24 年 4 月に政府として公表されておりますが、今後、蓄積されたデータを活用しながら線量予測を作成し、公表する予定です。</p> <p>環境中の放射性物質の動態説明は、被災者の方々が安心して暮らすことのできる生活環境を実現するために早急に行う必要があります、予算流用には当たりません。</p>
6		<p><u>その他、継続的な調査の実施や結果の公表等について</u></p> <p><u>空間線量率や土壌の実態を測定し続ける必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質の汚染状況は雨風や河川の汚泥などによって、変化し流動的となるという性質を鑑み、土壌や公共機関（学校や子どもの遊び場・公園等を含む）の空間線量や土壌汚染の実態を測定し続ける必要があると思われます。 <p><u>測定方法を全国で統一すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定方法は全国統一基準とし、空間放射線量はモニタリングポストの箇所高さ 50 センチ、年度末における年間の平均値とする。土壌汚染度は、文部科学省航空機モニタリングによる、年度末の数値を基準とする。空間放射線量は、モニタリングポストがあるいは、全国の小中学校敷地内及び 1 キロ圏内において 3 者（保護者・学校・自治体）立会の下、同一測定器を使用して高さ 50 センチ、最低月 1 回計測の年平均値を採用する。測定に関連して、民間団体・個人による調査において、著しく異なる数値が証明された場合、申し出に基づいて調査、再測定し、また、数値の補正・修正を行うものとする。 <p><u>分かりやすい調査結果の公表と提供の方法について工夫すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在までの取り組みとほぼ変わらず、改善が見られない。漠然と被曝に対して不安を抱き続けている保護者は多く、かといって彼らは自分たちからは積極的に学んだり情報を入手しようとは思わない傾向にあると考えられる。そこで、調査結果を各省庁や 	<p><継続的な調査について></p> <p>放射線モニタリングについては、今後とも継続的に実施し、実態の把握を行っていくこととしています。</p> <p><測定方法の統一について></p> <p>総合モニタリング計画に基づき実施している調査では、測定方法を統一しており、今後も同様の方法で実施し、測定結果の信頼性を維持していくこととしています。</p> <p><調査結果の公表について></p> <p>公表方法については、マップなどを活用し、HP 上で速やかに結果の公表を行っており、今後も分かりやすいモニタリング結果の公表に努めていきます。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>地方公共団体の HP で開示するのに加えて、線量別に色分けするなどしてより簡便化したものを定期的に保護者に配布するなどの措置を取ると良いのではないかと思う。</p> <p><u>モニタリングポストの測定値の乖離について対応すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングは現在国連からも勧告されているように、生活の場とかけ離れて低く出る測定をやめて正確に行う。 ・空間線量率として公的モニタリングポストを用いる場合は設置や整備上の除染効果及び、公衆には子供も含まれる事等を考慮し表示値に 1.5 を乗じた値で実効線量を代替すること。 ・モニタリングポストの数値を汚染状況を反映したものとする。設置場所を生活圏とする。設置場所の除染や遮蔽を行わないこと。 <p><u>土壌の汚染状況を測定する機器を備えて貸し出していただきたいです。</u></p> <p><u>モニタリングは誰がどの程度の精度で実施しているのか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 条にある、「汚染の状況の調査について当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。」とあるが、誰がどれほどの精度で行うのか全くわからない。もしも、ずさんな調査を許すのであれば、被災者の不安の解消どころか、被災者の存在の否定にもつながりかねない。 <p><u>汚染状況調査をしっかりと実施すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染状況調査をしたからといって、被災者がこれにより直接利益を受けるものではないと思います。 ・法律では、まずしっかりした放射線量モニタリングを行い公表するところから規定されているが、それが適切に行われたのか疑問。 ・その前に実際どれくらいの線量のところで暮らしているのかちゃんと計ってください。130 万でホットスポットファインダーという高性能の空間線量計があるので、個人では無理です。 	<p><モニタリングポストの測定値の乖離について></p> <p>モニタリングポストで測定した値が、周辺でサーベイメータを用いて測定した値と比較して低くでるといふ指摘と認識しておりますが、空間線量率は場所が違えばその値も異なってくるものであり、一概にモニタリングポストの値が正確ではないと言えません。また、設置場所については自治体の意向を踏まえて設置しています。</p> <p>また、モニタリングポストの空間線量率から個人の実効線量を算出するのは適当ではありません。</p> <p><機器の貸し出しについて></p> <p>土壌の分析には、分析に関する専門的なノウハウが必要であり、機器を貸し出せば測定できるというものではありません。</p> <p><モニタリングの実施者・精度について></p> <p>総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングについては、関係省庁、自治体等が環境試料等の放射能分析・測定方法の基準となる「測定方法の放射能測定法シリーズ」などを参考に実施しており、精度は担保されています。</p> <p><汚染状況調査の着実な実施について></p> <p>今後も総合モニタリング計画に基づき、きめ細やかなモニタリングの実施をしていくこととしています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<u>原子炉周辺の放射線量測定の開示</u>	<原子炉周辺の放射線量測定について> 原子炉建屋内の放射線量については、東京電力から開示されております。
7		<u>安定ヨウ素剤を備蓄すべき。</u> ・ぜひ学校単位で安定ヨウ素剤の備蓄を行い、さらなる放射性ヨウ素排出の危険がある場合に速やかにヨウ素剤を飲ませる事ができるようにしておくべきだと思います。 ・ヨウ素剤の備蓄等々の予防対策も必要です。	住民の皆様へ甲状腺の被ばく影響を回避する観点から、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」では事前配布を行い、更に住民等が避難する経路の公共施設に安定ヨウ素剤の備蓄体制を示しております。
8		<u>原発労働者の作業中の被ばくについて</u> ・原発災害の一番の被害者は原発労働者です。原発労働者の作業中の被ばく線量管理が必要。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律においては、放射線業務従事者の線量限度は、5年間につき100ミリシーベルト、年間につき50ミリシーベルトと定めており、事業者に対して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにすることを求めています。
9		<u>コールセンターについて</u> ・コールセンターは、国民からの意見を真摯に受け止め、これからの施策に生かすような取り組みとすること。	ご意見のとおり、頂いたご意見については真摯に受け止め、施策に生かすように努めたいと思います。
10	Ⅲ-2 除染 (162件)	<u>除染を確実に実施して欲しい。</u> ・うちの除染はいつになるのか連絡すらない。早く除染してほしい。 ・除染は、確実にやらなければ意味がない。私の両親の家が除染の順番がまわり、行われたが、明らかに雑で除染とは考えにくいものでした。 ・除染は定期的に行ってほしい。風や雨など自然の変化によって時間が経てば線量も変わってくる。定期的に測定して何度でも除染してくれないと、とても困る。 ・早く住宅の除染をしてほしい。家の前の側溝が事故後3μシーベルト以上あったのに未だに除染してもらってない。	除染については、放射性物質汚染対処特措法に基づく取組が進むよう、国としてしっかりと必要な措置を講じていきます。 具体的には、国が直接除染を行う除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ10市町村について特別地域内除染実施計画を策定し、除染を実施しています。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、平成25年8月末時点で、94市町村（当面策定予定の市町村全て）について除染実施計画の協議を終了し、除染を進めています。これらの取組を加速させるため、9月に除染の進捗状況について総点検を行い、①体制の整備、②効果的手法の採用、③インフラ整備との連携策の取組を進めているところです。さらに、除染終了後は適切に事後モニタリングを実施することとしています。

番号	カテゴリ	主な意見	見解
11		<p><u>効果的な除染を実施すべきでないか。本当に効果はあるのか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染に効果がないことは、テレビ番組などでも明らかです。 ・家屋や敷地内だけ除染しても、周辺の林や森林などが手つかずでは除染も意味がない。たとえ除染後、一時的に空間線量が下がったとしても、原発や回りに放射線物質が飛散してきてすぐに汚染される。 ・除染については、除染後も十分な線量低減が無かった。 ・除染には時間とお金がかかりすぎる上に、効果はほとんど得られない。 ・除染の効果は限定的であり一時的である。 	<p>国及び地方自治体が福島県において実施したモデル事業、先行的除染事業等における除染結果の情報を収集整理した結果、表面汚染密度の低減率については、「アスファルト舗装面の除染」では洗浄で50～70%、高圧洗浄で30～70%、削り取りで70～90%程度となり、「グラウンドの除染」では表土剥ぎで80～90%となり、一定の効果が確認されています。</p> <p>引き続き、効果的な除染を推進するとともに、知見の収集、結果の公表に努めてまいります。</p>
12		<p><u>子どもの生活環境を優先した除染を実施して欲しい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの生活環境を優先的に除染作業を行うとありますが、子どもたちの生活環境とはどのような場所を指しているのかはっきりと明記されておりません。 ・除染について、「子ども等の生活環境」に公的施設だけでなく学童保育所、児童公園・寺社など児童生徒が日頃よく利用する施設を追加すべきである。 ・「その際、子ども等の生活環境については優先的に除染を行う～」とありますが、優先でなく地元から不満が出ています。 ・子どもが通る通学路も除染してほしい。 	<p>今回の基本方針案では、「除染に当たっては、子どもの住居、学校、公園、保育所等及び妊婦の住居等の子ども及び妊婦が通常所在する生活環境において優先的に実施するよう配慮」することとしています。</p>
13		<p><u>山林も含めて除染をして欲しい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林、山、川を除染せずに居住エリアだけを重点的に行う今の除染は、意味が無いと考えます。 ・除染は該当地域だけ行っても山や森を含め行わなければそこから汚染された埃や花粉により再度除染地域が汚染され、むだである。 ・除染についても宅地だけでなく住宅を取り巻く環境にも配慮して臨機応変に住民の希望に添って除染してほしい。 	<p>森林の除染については、実証等に基づき生活空間の線量を低減させるために効果的な住居等の近隣の森林を除染対象としています。また、これまでの調査等によれば、森林からの放射性物質の流出はかなり小さいとのデータが得られています。</p> <p>森林全体については、関係省庁が連携して、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握と流出・拡散防止対策を新たに進めることとしています。</p>
14	<p>Ⅲ-3-① 医療の確保 (67件)</p>	<p><u>被災地の医療の確保について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(1) 医療の確保」については原発被災地における医療者の確保は困難が予想される。他県や被災地域外への通院・入院等を支援する窓口、金銭的補助を早期に整備すること。 	<p>福島県内の被災地における医療の確保に関しては、合計445億円を交付した地域医療再生基金の活用等により、医療人材確保や医療連携のための各種事業を推進しているほか、医師不足病院の医師確保に当たる地</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
15		<ul style="list-style-type: none"> 子どもを産む際、線量の低い地域で産めるよう、県外の病院との連携等を求めます。 <p>医療・介護費一部負担金免除の復活について</p> <ul style="list-style-type: none"> 打ち切りになってから病院に行けず、または行く回数を減らす薬を減らすなどをして病状を悪化する人が増えています。 宮城県や仙台市は「国がやるべきこと」とみずから負担することを拒否しています。宮城県や仙台市がやらないなら貴庁から強く指導をするか、国として被災者の健康維持策をとるべきです。 何としても復活を早期に強く要請をしてください。また、打ち切った理由を厚生労働省から聞いて回答をください。 福島県や岩手県は自らが継続しています。被災者の多い宮城県を救ってください。 	<p>域医療支援センターの運営等の取組を進めています。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われていない特定被災区域における国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の窓口負担の免除については、平成24年9月末まで免除に要した費用の全額を国が支援していましたが、これは被災によって所得が減少した場合に、減少後の所得に基づく窓口負担の月額上限額等が決まるまでの間、特別の措置を講じたものです。</p> <p>平成24年10月以降も、保険者の判断において減免措置を行うことは可能であり、減免による財政負担が著しい場合には、国が減免に要した額の10分の8以内を財政支援する措置を講じているところです。</p>
16		<p>カルテの保存期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師法第24条第2項の診療録の保存期限を5年から10年に延長すべき。 病院のカルテの保存期間を5年から10年に延長して欲しい。 	<p>医師法第24条第2項では、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関する診療録は、その病院又は診療所において、5年間保存することとされています。この「5年」の期間については、診療を継続する上での診療録の重要性や、保存されることによる患者の利益を考慮して、他の診療に関する諸記録の保存期間である2年（医療法第21条）と比べ長く設定されています。一方、診療録の保存期間をこれ以上長くすると、保存する病院又は診療所の負担が増加することから、現時点ではこの期間を延長することは考えておりません。</p>
17	<p>Ⅲ-3-②</p> <p>子どもの就学援助・学習支援 (104件)</p>	<p>避難した子供への就学支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の優先入園、入園料、月謝の支援をして欲しい。 子ども達に公平な学習環境が与えられるよう、年収にかかわらず補助してほしい。 就学支援が26年で終わる等という事は有り得ない。何とかして欲しい。 移住を希望する被災者に対し、移転先の住居、就労、就学及び金銭的な支援を実施すること。 移住・避難・保養を希望する被災者に対し、移転先の住居、就労、就学及び金銭的な支援を実施することを提案いたします。 	<p>被災した子どもたちへの就学支援については、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」において、先般の震災で被災した子どもたちが震災前と同じように落ち着いて学ぶことができるよう、授業料減免措置や奨学金事業等を実施しています。</p> <p>また、被災した幼児児童生徒への就学支援については、復興の基本方針や自治体の要望等を踏まえつつ、今後とも、必要な支援に努めてまいります。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
18		<p><u>避難した子供の転園・転校・転入手続き等について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の優先入園、入園料、月謝の支援をして欲しい。(再掲) ・避難先の住宅斡旋・学校転入・就労支援など具体的な対策をとってください。 ・自主避難者の子どもは、幼稚園や保育園に優先的に入れてもらいたい。 ・元の住所のままでも、他県、他の地域の学校(幼小中高大学)に入学・進学・転校を可能にしてほしいのです。 	<p>被災した幼児児童生徒の受入れ等については、従前より通知等により、地方自治体に弾力的な受入れをお願いしています。また、ホームページ上でも以下のとおり周知をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について(平成23年3月14日通知) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303644_1537.html ・東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について(平成23年4月11日通知) ・東日本大震災により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関するQ&A集 等 http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/syousai/1304808.htm
19		<p><u>被災した子供たちを支援する教職員の配置について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スクールカウンセラー等の派遣や心のケア専門職による取組を支援」とされていますが、教職員の増員も行うべきだと思います。子どもたちの心の安定には専門家と言われる方だけでなく、日頃から関わっている人の支援が必要です。 ・避難した子の思いをしっかり受け止めて体調が悪くても勉強にブランクがあっても、しっかり学べる場を作ってほしいと思います。ただ子どもは日々成長しており、一刻の猶予もありません。せめて、当面教育委員会及び学校の受け入れ体制をもっと柔軟にし、帰国子女扱いのようにするなどの対応を至急してください。 ・カウンセラーも大事だが正規の先生を増やしてほしい 子どもの変化がわかるのは日常的に接している先生だから 	<p>文部科学省では、被災した子どもたちの心のケアを図るため、スクールカウンセラー等の派遣に要する経費を措置しているほか、被災した子どもたちに対して日常的に心のケアや学習支援等が行えるようにするため、養護教諭を含めた教職員を配置できるよう、被災県等からの要望を踏まえ特例的な教職員定数の加配措置を行っています。今後とも各県からの要望等を踏まえつつ、必要な支援に努めて参ります。</p>
20	<p>Ⅲ-3-③ 家庭・学校等における食の安全・安心の確保</p>	<p><u>放射性物質検査をもっと充実させてほしい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して食べることができる食環境を整備してほしい。 ・全品検査をしてほしい。 ・放射性セシウム以外の放射性物質(ストロンチウム等)も測定してほしい。 ・検査結果を全て公表してほしい。 	<p>現在の検査方法は基本的に検査に使用した食品の回収ができないこと、食品は多種多様で流通量が膨大であることなどから、全品検査は現実的に困難であり、きめ細やかなモニタリング検査を行うことが効率的かつ効果的と考えています。</p> <p>食品中の放射性物質の基準値は、放射性セシウム以外の放射性物質も</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
	(217 件)	<ul style="list-style-type: none"> 給食用食材の放射性物質検査機器の補助等（安心こども基金）、児童福祉施設等の給食用食材の放射性物質検査機器の整備費用・モニタリング調査費用の補助、とあるが全額費用をもちろん補助すべき。 食べ物だけでなく、水道水についてもRO膜の濾過装置の義務づけをしてほしい。 	<p>考慮に入れ、放射性セシウムとそれ以外の放射性物質の合計線量が、国際機関の指標である1ミリシーベルトを超えないように、放射性セシウムを指標として設定しています。このため、モニタリング検査においては、放射性セシウム以外の放射性物質の影響も考慮されています。</p> <p>また、モニタリング検査は、国が定めたガイドラインに基づき実施されており、その検査結果は、すべて厚生労働省にてとりまとめ公表しています。</p> <p>なお、給食用食材の放射性物質検査機器の補助等については、全額について国庫補助を行っています。</p> <p>現在、家庭で使用する水道水は、各水道事業者によって放射性物質の検査が行われています。これまでに行われたモニタリング検査結果では、水道水（浄水）については平成23年6月以降、水道原水については平成23年5月以降、管理目標値である10Bq/kgを超える放射性セシウムは検出されておらず、ろ過装置の設置を義務付ける必要はないと考えています。</p>
21		<p><u>放射能物質検査の基準値について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して食べることができる食環境を整備してほしい。 可能な限り安全な値にしてほしい。 海産物や農産物の基準値を見直してほしい。 1歳児のうちは食材の基準を1ベクレル以下にしてほしい。 	<p>基準値は、食品の国際規格を策定している機関であるコーデックス委員会が採用している年間線量1ミリシーベルトに基づき設定されています。この年間線量1ミリシーベルトという値は、国際放射線防護委員会(ICRP)が、それ以上に厳しい規制を講じる必要はないとしているものです。</p> <p>この1ミリシーベルトを基に、男女別・年代別の食品摂取量とICRPが設定した代謝や体格を考慮した線量係数を用いて計算した結果、最も厳しい値となった13～18歳の男性の120Bq/kgを、さらに安全側に切り下げた100Bq/kgを一般食品の基準値に採用しました。そのため、子どもも含めてすべての年代で安全性は確保されています。</p> <p>なお、厚生労働省が、実際に消費者が食べる食品を調査した結果、昨年春時点で、0.01ミリシーベルト以下と推計されており、年間1ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなっています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
22		<p><u>食品のベクレル表示を義務化してほしい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品のベクレル表示を求めます。安心安全な食品を食べるために、また、福島農家を救うためには、全国の食品に表示を求め、消費者が選べるようにしてほしい。福島の食品のほうが数値が低ければ売れるはずです。 農産物、魚介類等の放射性物質検査をし、ベクレル数表示を義務づける（そのための測定器は国が支援する）こと また、食品の全量検査を実施し、食品のベクレル表示を義務化すること。 全ての食品の放射線検査結果を表示し、食べる人が自ら選ぶことができる体制を整えることが、被災者の支援になると思います。 こどもの命を守るためにも、食品には放射線レベルの表示を所定の期間義務付けること 	<p>食品中の放射性物質の検査結果を表示させる場合、仮に表示に正確性を欠いた場合は、かえって消費者に混乱を与えるため、食品毎に正確な数値を記載することが極めて重要です。</p> <p>しかしながら、正確な放射性物質の検査結果を表示するためには、販売される食品を一つ一つ全て検査する必要があり、その検査を事業者が義務付けることは、慎重な検討が必要であると考えています。</p> <p>なお、事業者が自主的に放射性物質の分析を行い、検査日、機関名を明記の上、具体的な結果を表示することは問題ありませんが、消費者に対して誤解を与えることがないように十分注意することが必要と考えています。</p>
23		<p><u>食品の県産表示や水産物の漁獲場所の表示を義務化してほしい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品特に水産物などに関する表示方法を改正してほしいと思います。未だに多くの食品に、国産と謳って売っているものが多いですが、一昔前では、国産と聞けば安心して買っていたのが、今は国産と謳っても返って不安をおおるだけです。国産という漠然とした表示ではなく、どこの県産なのかを表示して欲しいと思います。水産物も、水揚げ港の表示ではなく、漁獲した場所を表示するようにして頂きたいと思います。 産地と数値を表示し販売してほしい。 	<p>原産地表示については、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準により、都道府県名のほか、市町村名やその他一般に知られている地名を表示することもできることとされています。</p> <p>このため、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示していただくことが期待されることです。</p> <p>水産物については、生鮮食品表示基準により、漁獲した水域名を記載することが原則であり、水域名については、「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(平成15年水産庁)」や「東日本太平洋における生産水域名の表示方法について(平成23年水産庁)」にならって表示することを水産庁が指導しています。</p> <p>ただし、水域をまたがって漁をする場合等、水域が特定できず、水域名での記載が困難となる場合に限り、例外として水揚げ港名又はその属する都道府県名を記載することができることになっています。実際漁獲した水域が特定できるのであれば、当該水域名を、当該ガイドライン等に沿って表示することを推進しています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
24		<p><u>産地偽装等への罰則を強化してほしい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 産地偽装等への罰則強化を諮ること。 産地偽装等への監視や罰則など運用を強化されてください。 	<p>原産地表示の適正化のためには厳正なる法執行が重要であるところ、産地偽装等の行為を行った事業者に対しては引き続き関係諸法令に基づいて厳正に対処してまいります。</p>
25		<p><u>加工品や外食店での原材料の産地表示を義務化してほしい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者がこれ以上追加被曝しないよう、生鮮食品のみだけでなく、全国の飲食品やレストランの原材料の産地表示、加工地表示を義務化して下さい。また、汚染地域の産品については、食材に検出限界を示して放射能検査結果をベクレル数で示して下さい。 「食の安全・安心」については、加工品も含め都道府県名の産地表示を義務付け、汚染のリスクの高い食品から厳密な測定をしベクレル表示を義務付けること。 	<p>JAS法では、現行、原材料の原産地など品質に関する情報については、一部表示を義務化しており、例えば、一般に小売される加工食品の22食品群について、国内で製造された場合に、主な原材料(原材料に占める重量の割合が50%以上のもの)の原産地表示を義務付けています。</p> <p>なお、加工地表示については、製造業者等の住所の記載が必要となっています。</p> <p>これに対し、外食店での表示については、JAS法では表示の義務付けを課していませんが、事業者が原産地等に関する情報を積極的に提供する取組を支援するため、農林水産省において、平成17年7月に原産地表示に関するガイドラインを策定し、その普及・啓発に努めてきたところです。</p> <p>消費者庁としては、このような外食事業者の自主的な取組を尊重しつつ、農林水産省とも連携し、原料原産地表示の取組を推進してまいりたいと考えています。</p>
26		<p><u>学校給食の放射線測定の対象地域について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食の食材は全国に出回っている。西日本の学校にも東日本産の食材が多く流通していることから、全国の学校で放射性物質の検査をすべきである。 学校給食の放射性物質の検査対象地域が青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・長野となっていて、東京・神奈川は含まれていません。都市部では、対象地域の農産物を学校給食に使う事が多いので除外する意味が分かりません。同じく検査すべきです。 日本は食品流通がさかんなので、モニタリング地域を日本中に広げて、給食検査を行ってください。 	<p>食品の安全については、厚生労働省において様々な観点を考慮して定めた基準値に基づき行われる出荷段階での食材の放射線検査により確保されており、文部科学省ではより一層の安心確保の観点から学校給食に関する検査の支援を行っています。学校給食一食全体の提供後の検査については、各自治体の検査の結果状況、復興予算の見直しなどを踏まえ特定被災地方公共団体の9県を対象としました。その後、自治体からの要望等を踏まえ、最終的に特定被災地方公共団体または汚染状況重点調査地域に該当する11県を対象としています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保について、方針(案)には、現状の取り組みを追認する以上の記載がないので、支援対象地域及び準支援対象地域にあっては、すべての給食調理施設ごとに検査が行われるべきことを明記すること。 	
27		<p>学校給食における弁当持参について</p> <ul style="list-style-type: none"> お弁当持参者への教育現場での柔軟な対応を行う事、完全なお弁当持参者（お弁当持参者には魚・椎茸使用のメニューなど、心配な食材を使ったメニューの時だけお弁当を持たせる方もおります）には給食費の請求をしない事、給食を食しているも、パック牛乳・ビン牛乳等が不要とする家庭について牛乳代を割引いた請求をおこなう事 学校給食は、給食か、お弁当を持参するか、各自が選択して良いようにするか、いっその事、給食は無い方がいいと思います。 	<p>平成23年11月21日付けの事務連絡において、給食実施者及び学校に対して、保護者等への必要な情報提供へ配慮するとともに、放射性物質に対する不安から保護者等が弁当や水筒の持参を希望する際には、十分な説明、配慮をするよう各都道府県教育委員会を通じて依頼しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心のための学校給食環境整備事業について <p>http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1313438.htm</p>
28		<p>学校給食食材について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食の食材を、非汚染地域のものを取り寄せて使用してほしい。基準値未満だから良いのではなく、子供にはなるべく0ベクレルのものを。ただでさえ、他の地域より内部被爆が多いのだから、食べ物は他の地域よりも少なくしてほしい。もし、今避難している人たちに、福島に戻ってきてほしいのなら、他の地域で生活するよりも福島のほうが安全な給食を食べれることは、帰ろうと思うきっかけになるはずです。 子どもの食の安全を確保するために、検査だけでは不十分。学校給食は放射性物質の影響をより大きく受ける子供が対象であるので、放射性物質の基準を厳しくして、基準を超えたものを絶対に使用しないようにすべき。 「給食丸ごと検査」は、汚染食材の給食への紛れ込みを不透明にするものであるため不適切である。各食材を、セシウムに限定せずストロンチウムも含め検査することが必須だが、現実的な運用が不可能ならば、関東、東北を産地とした食材を使用しない等、予防原則に基づき、産地による選別をすべきである。 汚染地の子供のさらなる被爆を防ぐために、学校給食における地産地消の推進を禁止してほしい。 	<p>学校給食において、どのような食材を使用するかは、学校の設置者である教育委員会等が保護者の声や地域の実情も踏まえながら、適切に御判断いただくべきものと考えています。なお、食品の安全については、厚生労働省において様々な観点を考慮して定めた基準値に基づき行われる出荷段階での食材の放射線検査により確保されており、文部科学省では、より一層の安心確保の観点から学校給食に関する検査の支援を行っています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
29		<p><u>学校給食の検査方法について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セシウム・ヨウ素だけでなく、ストロンチウムやトリチウムなどの検査もできるよう支援してください。 ・セシウム検査は、一食まるごとに限らずあやしい食品については食材ごとの事前検査を行ってください。 ・学校給食の放射能測定器は下限値を1ベクレル未満としてください。 ・食の安全ではもっと多くのサンプルを測定する。ストロンチウム等も測定・発表する。 ・学校給食の放射性物質検査は、11県すべての学校において、食材及び毎食の給食も実施すること。 ・すべての各種は測りきれないのでキノコ乳製品イチゴ類など、放射線を吸収しやすいものは検出されてなくてもリスクがあることを保護者に公開してほしい。 	<p>学校給食一食全体の提供後の検査に関しては、具体的な検査方法や結果の公表等について各県において決定し実施することとしています。なお、食品の安全については、厚生労働省において様々な観点を考慮して定めた基準値に基づき行われる出荷段階での食材の放射線検査により確保されており、文部科学省ではより一層の安心確保の観点から学校給食に関する検査の支援を行っています。</p>
30		<p><u>保育施設での給食も検査して欲しい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能検査は学校給食だけでなく、保育施設など未就学児のための施設でも行ってください。 ・「家庭・学校等における食の安全」に保育所も対象とし、また拡大している無認可の保育施設についても一定の援助を行うことが必要である。 ・被災して生活の苦しいお母さんが働くときに保育園幼稚園の給食の安全が気になります。検査をしているコープ自然派やグリーンコープ オルターの食材を使ってほしいです 	<p>食品中の放射性物質については、厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、都道府県等が計画的にモニタリング検査を実施し、必要に応じ、回収・廃棄等の措置を行っています。このことを前提としつつ、より一層の安心・安全を確保する観点から、保育所や認可外保育施設などの給食に関し、給食用食材の放射性物質検査機器の整備費用の補助などを実施しています。</p>
31	<p>Ⅲ-3-④ 線量低減・生活負担軽減に向けた地域の取組への支援 (77件)</p>	<p><u>専門家以外の人が除染するのは問題ないのか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治会等が行う除染」については、専門家が危険なので実施すべきでないとして注目してほしい。 ・「・除染実施区域等において、自治会や市民団体等が地域の放射線量低減のために行う取組について支援」とあるが、原発被災者に除染作業をさせることでさらに被ばくさせることになり問題ではないか。やめるべきである。 ・地域での除染作業での安全確保とそれに伴う防護服、マスク等に掛かる費用への補助を支給すること。 	<p>線量低減化地域活動支援事業に基づいて自治会等が実施する簡易な除染についても、除染関係ガイドラインに従って実施いただくこととなっています。当該ガイドラインにおいては、除染に伴い発生する粉じんを吸い込むこと等による公衆や作業員の被ばくの防止等、安全を確保するための準備について記載しており、必要な費用について補助しています。</p> <p>また、小中学校や公園等の局所的に線量が高い地域において、放射線による健康被害から子ども等の健康を守るため、表土改善などの放射線量低減に繋がる取組を基金事業として実施しています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
32	Ⅲ-3-⑤ 自然体験活動等を通じた心身の健康保持 (389件)	福島県等の子どもたちの保養（自然体験活動）に対する支援を充実すべき。 <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの保養に必要な経費は、国の予算で出してください。 被曝を避けるためにも福島県内に留まる人たちの県外への保養支援をしてほしい。 経済的格差・意識格差により子供たちの健康が損なわれることないよう、学校単位・地区単位の保養プログラム等の施策を実施してください。 「自然体験活動」は素晴らしい施策だと思います。どうぞ予算をしっかりとつけてください。 	<p>福島の子どもたちが心身ともにリラックスして体験・交流活動できる環境を整えるため、平成23年度から福島県に国費を財源とする基金を設置し、福島県は当該基金を活用して「ふくしまっ子体験活動応援事業」による、福島県内での体験・交流活動を実施しています。</p> <p>また、平成26年度概算要求において、福島県の子どもを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動を支援する事業を計上しています。</p>
33		子ども元気復活交付金について 「原発事故の影響により人口が流出、地域の復興に支障が生じている地域（福島県中通り等）において、全天候型運動施設の整備」は本末転倒です。子どもの心身を守ることを優先すべきで、復興の支障が生じている理由で線量の高い場所に戻すためにお金をかけた施設を作ることは反対です。	<p>福島県中通り等における放射線の健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準です。しかし、中通り等においては、放射線物質の健康への影響に対する不安等から、子どもたちの外遊びの機会が減少し、体力の低下が見られるところです。</p> <p>子ども元気復活交付金は、このような状況を踏まえて創設され、子どもの運動機会の確保のため、全天候型運動施設等の施設整備とそれらを活用したソフト事業を支援しております。今後とも、子どもが安全、安心に運動に取り組むことができるように本交付金を適切に執行し、子育て世帯が安心して定住できる環境を整えてまいります。</p>
34	Ⅲ-3-⑥ 家族と離れて暮らす子どもに対する支援 (27件)	家族と離れて暮らす子どもへの支援拡充 <ul style="list-style-type: none"> 「被災者の心のケア支援事業により、福島・岩手・宮城の3県において心のケア専門職による訪問・相談を支援」とされていますが、3県以外に避難した被災者にも心のケア専門職による訪問・相談を支援する必要があると思います。 被災県の方々（子どもを含む）の心身両面のケアに関する施策を実行すること。 保育所料金の一部を負担してください。 二重生活者（通常の単身赴任者も含む）の場合は保育園の金額などの基準を変更していただきたいと思います。 母子避難に伴う託児施設の確保や移動先における就学・就業支援の促進・拡大を図ること 	<p><心のケア></p> <p>各自治体に設置された、精神保健福祉センターや保健所で心の健康に関する相談や訪問支援を行っています。</p> <p>また、被災者への心身両面のケアに関しては、以下の支援を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の心のケアについては、震災によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）の症状が長期化したり、避難生活の継続で、うつ病や不安障害の方が増加したりすることが考えられることから、必要に応じて適切に専門的医療に繋げる体制が重要と認識しております。このため、岩手県、宮城県、福島県の各県に、活動拠点となる心のケアセン

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> ・移動先の自治体において保育園の利用ができるための措置が必要。 ・避難し経済的に大変でも乳幼児がいる母は仕事を探しにくい、保育園への入園優遇が必要。 	<p>ターを設置し、心のケアに当たる専門職の人材が、被災者からの相談を受けた上で、必要に応じて専門的医療支援を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心のケアについては、「安心こども基金」を活用し、児童精神科医の配置や巡回相談、保育士等の子育て支援に関わる方々に対する研修等の取組を支援しております。 ・長期にわたり仮設住宅等での生活を余儀なくされた被災者の方に対し、健康状態の悪化を防ぐため、「被災地健康支援事業」として、保健師による仮設住宅等への個別訪問等、被災県の取組を支援しております。保育所入所に関する事務について、避難先団体は、避難住民である乳幼児又は児童に保育に欠けるところがある場合であって、その保護者から申し込みがあったときは、保育所において保育しなければならない、この場合の入所手続の事務については、避難先団体に住所地を置く住民と同様の扱いとなっています。 <p><保育所への入所等></p> <p>なお、避難世帯の状況を踏まえ、優先的に保育所に入所させる必要があると認められるときは、優先的な取り扱いを行うよう市町村に対して依頼をしています。</p> <p>保育料は所得税等を判断基準として負担額を設定しているが、前年に比して収入が減少したり、予定外はやむを得ない支出が必要になる等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、保育料の減免を行うことが出来ることとしている。</p>
35	Ⅲ-3-⑦ 移動の支援 (525件)	母子避難者等に対する高速道路の無料措置 <ul style="list-style-type: none"> ・家族がバラバラで暮らしている人たちのためにも、高速道路の無料化の対象を広げていただくよう、お願いします。 ・高速道路無料化は母子避難者のみの対象ではなく、県外避難者全員を対象にしてほし 	<p><対象範囲について></p> <p>一般的に、子どもについては、放射線への感受性が高い可能性があることが認識されていることから、低線量とはいえ、放射線への不安を抱き、避難することについて特段の配慮が必要と考えられます。中には、</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子避難者に対する高速道路の無料措置だが、対象となる範囲が狭すぎる。避難前は祖父母含めての子育てをしていた家族がほとんどのため、父母だけでなく、祖父母を含めた長期的支援策を。 移動の支援として、二重生活を強いられている母子避難者等に対し、高速道路の無料措置を実施するとあるが、なぜ、母子避難に限定されるのか、高速道路だけ無料なのかわかりません。母子家庭、高齢の父母を残して避難している者、夫が福島以外に赴任している人は対象外です。 高速道路の無料化の対象を広げてください。(現在は浜通り、中通り、宮城県の丸森町の母子避難者のみ) 高速道路は被災者すべて無料化(途中下車しても可にする) 高速道路料金無料化の期間延長。 	<p>両親の仕事等の都合により、離れ離れに暮らすことを余儀なくされている子どもも数多く存在し、分離避難している家族は、家族間の移動に伴う経済的な負担が大きくなっている状況があります。こうした背景を踏まえ、福島県中通り・浜通り(警戒区域等を除く)又は宮城県丸森町を対象とした原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、離れて暮らす家族の再会を支援し、子どもたちの健やかな成長を促進するため、母子・父子避難者等を対象としています。</p> <p><途中下車等について></p> <p>制度目的に反する利用を防ぐため、途中下車等を行った場合は無料措置の対象外とし、連続した一走行に限り対象としています。</p> <p><期間の延長について></p> <p>平成26年3月31日までの間実施としているところであり、その後の取扱いについては、今後検討していきます。</p>
36		<p>移動手段の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路料金の無償化だけでなく、JRや高速バス、飛行機等公共交通機関も無料化もしくは割引にしていだけないでしょうか。 JR、飛行機などの交通旅費のための助成をお願いします。 母子での避難生活は面会交通費がかかるので、毎月二万円を支援してください。 自主避難者の通勤費の全額補償。 	<p><公共交通機関の無料化等について></p> <p>避難者の移動に対する支援については、避難者に対する支援等の形で考えられるべき課題であるため、交通事業者による運賃無料化等に対応することは適切ではありません。</p>
37	<p>Ⅲ-3-⑧ 住宅の確保 (765件)</p>	<p>応急仮設住宅について、新規受付再開や柔軟化、期限の延長をすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 借り上げ住宅の新規の受付および財政支援を行ってください。 支援対象地域からの新規受付を再開してください。 昨年12月に締め切られてしまった借り上げ住宅入居新規受付を再開して下さい。 これから避難を考えている人たちにも住宅支援をしてください。 住み替えを希望する場合の条件を緩和して欲しい。特に赤ちゃんが増えた場合の住み替えをやすくして欲しい。 	<p>福島県への帰還等が始まっていること等から、国及び福島県から応援都道府県に対して、平成24年11月5日に福島県外での応急仮設住宅の新規受付終了を要請し、平成24年12月28日をもって受付を終了したものです。</p> <p><住み替え等の柔軟化></p> <p>応急仮設住宅の住み替えに関しては、災害救助法に基づく被災者の転居先としては、恒久住宅が想定されていること等から、基本的には難し</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> ・入居した避難先を1度だけでも転居できる様にして下さい。 ・自主的避難者の借り上げ住宅等の借り換えを認めてください。 ・世帯の事情による借り換えも可能にすることを希望する。 ・賃貸住宅の期限をなくして下さい。 ・県外借り上げ住宅の期間を延長する。 ・応急仮設住宅の供与期間を3年単位で設定して下さい。 ・住宅支援の延長が2015年3月までは短すぎます。 	<p>いと考えています。</p> <p>ただし、福島県から他県に避難された被災世帯が福島県内に帰還される場合は、帰還促進の観点から、住み替えを可能とする取り扱いとしていくところでは。</p> <p><期限の延長></p> <p>平成27年4月以降については、代替的な住宅の確保等の状況を踏まえて適切に対応してまいります。</p>
38		<p>住宅の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑に帰還・移住の選択ができるよう、住宅物件を優先的に確保できる制度。 ・被災者の自立を促す為に、避難先で移住すると決めた場合、自ら土地、家を購入するための支援が必要 ・地方に受け入れられる空きのあるマンションやアパート等の物件があるはず。地方の市町村と不動産屋が協力して受け入れるシステムを作ってほしいです。 ・住宅費用を補助してください。 ・住居を借りる際、移住先の県や市町村又は国に保証人の依頼ができる ・被災地でありながら、多くの避難者を受け入れている地域への具体的な対応も新たに盛り込む必要あり。 ・避難先での居住環境を改善して欲しい。 ・居住場所に関わらず住宅支援を受けられること。 ・いつでも受け入れてくれる県外の一軒家、アパート、長期滞在先を増やす必要がある。 ・空き家対策や空き地対策、賃貸住宅の提供など被災者に合った提案が欲しいです。 ・避難者のための住宅は最低限生活できる程度の家電・布団・風呂・自炊設備などを備えてください。 ・多様な子育て世帯が住宅確保できることを臨みます。 ・母子避難者が入りやすい公営住宅を汚染を心配しないですむ適当な地域に建設してください。 	<p><住宅の確保></p> <p>住宅の確保について様々なご意見を頂いておりますが、子育て定住支援賃貸住宅の整備、応急仮設住宅の供与期間の延長、新規の避難者も含めた公営住宅への入居の円滑化支援といった施策を通じ、関係する地方公共団体とも情報共有を図りつつ、避難者の住宅の確保を図ります。</p> <p><住宅取得に係る支援></p> <p>東日本大震災により被災され、自力で住宅再建をしようとしている方に対しては、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、当初5年間は金利を0%にするなどの金利引下げ措置を講じているところです（詳しい利用条件については、直接住宅金融支援機構にご確認ください）。また、被害を受けたご返済中の方（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の方を含む）に対しては、返済方法変更（返済期間延長、返済金の払込みの据置、据置期間中の金利引下げ）を行っています。</p> <p><民間賃貸住宅への円滑な入居に係る支援></p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、地方公共団体、宅地建物取引業者、不動産関係団体、居住支援団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は居住支援協議会を組織することができることとなっています。東日本大震災の被災者の方には福島県居住支援協議会が住</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> ・(8)「住宅の支援」の「支援対象地域に居住していた避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援」という表現は、まるで、避難者が公営住宅に入居することについて今後、現在よりも条件が緩和されるかのように読み取れます。具体的に、これまでどのような支援を実施し、それがどのように変わる案なのか、理解できる案に表現を改めてください。(具体性がないので支援が妥当かどうか分からない。) ・民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅をみなし公営住宅として頂きたい。 ・公営住宅の空き部屋を物置がわりに開放していただきたい。 ・同じ支援対象地域から移動してきた被災者は、希望によりなるべく同じ地域の(公営)住宅に入ることが出来るようにするなど、被災者のコミュニケーションの維持、継続が出来るように配慮する施策を行うこと。 	<p>宅フェア等の場において住宅相談に応じているところです。国としても、そうした居住支援協議会の活動に対する支援を行っています。</p> <p><民間賃貸住宅に関する情報提供></p> <p>東日本大震災の発災後、業界団体に対し、被災者に対する入居可能な賃貸住宅の情報提供や無報酬での斡旋仲介の実施等について、協力要請を行っているところです。</p> <p>また、国土交通省ホームページにおいて、被災者向けに仲介手数料等の減額措置を行っている賃貸住宅の情報提供を行う民間業者のウェブサイトを紹介しています。</p>
39	Ⅲ-3-⑨ 就業の支援 (424件)	<p>避難者への就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先・県外での就労支援 ・避難先での一時的でない就職支援がかけられている ・帰還促進のためではなく、避難先での就労支援をしてほしい ・今後避難、移住を考えている方を含め避難者、移住者向けの支援を ・区域外避難者への就労支援や移動費用の補助を行ってほしい ・ハローワーク等で就業を支援しても、失業した被災者は、以前よりも待遇の悪い仕事に甘んじなければならない場合が多い ・希望する時間帯での就労支援 ・就労支援等、基本方針を着実に実行していただきたい ・真に被災者のためになる職を作り出すこと 	<p>震災により失業した方の雇用機会を創出するとともに、避難者への就労支援については、地元への帰還就職に向けた支援のみならず、ハローワークにおける求職者の方々のニーズに合わせたきめ細かな就職支援や、助成金を通じた雇い入れ支援など、避難先での支援も実施しているところです。</p> <p>今後こうした政府の対策が被災者の1人1人に届くよう全力を尽くしてまいります。</p> <p>なお、いただいたご意見を踏まえ、今後も避難先での就職が円滑に進むよう支援を行っていく旨を方針の本文に記載しました。</p>
40		<p>震災等緊急雇用対応事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形県は避難者の受入数が多いのに、「震災緊急雇用対応事業」等により支援を受けられる地域になぜ山形県が入っていないのか。 	<p>震災等緊急雇用対応事業については、今年度に開始する事業からは、災害救助法適用地域のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の適用地域を対象としています。</p> <p>なお、山形県など被災者の方々が多数の地域では、福島避難者帰還等就職支援事業により、管内のハローワークに「福島就職支援コーナー」を</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
			<p>設置し、きめ細かな支援を実施しています。</p> <p>今後もこうした政府の対策が被災者の1人1人に届くよう全力を尽くしてまいります。</p>
41	<p>Ⅲ-3-⑩</p> <p>自治体による 役務提供の円 滑化 (11件)</p>	<p>自治体による役務提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票を他の都道府県に移しても受けられるサービス等を福島県と同じにしていきたい。 ・住民票の移動の区別なく、移動先の地域の住民として、等しく行政サービスの提供を受けられるようにすること ・住民票を移していない避難者への平等な行政サービスの保障。 ・受け入れ自治体ごとの支援格差が深刻化しているため、国の責任で平等な行政サービスを保証する必要がある。原発事故への対応という例外的な案件であるため、本来は各自治体の専権事項であっても国による積極的な主導と関与が必要。 ・住民票を異動しえてない者には、居住地主義での諸制度適用をはかること。 	<p>住民票は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市町村が住民の居住関係の公証のために作成するもので、地方自治体が、各種行政サービスを提供する際の基礎となっています。</p> <p>そのため、一般的には住民票を他に移した場合には各種行政サービスは移転先の地方自治体から受けることになるものと考えられますが、個々のサービスにおける取り扱いについては、弾力的運用を行っているものもあり、各行政窓口等にお問い合わせください。</p> <p>なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（原発避難者特例法）により、同法第3条第1項の規定により指定された13の市町村（双葉郡8町村、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村）からの避難住民については、同法第5条第3項の規定により告示された10法律219事務について、避難先団体が処理することができるよう措置されているところです。</p>
42		<p>原発避難者特例法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者が、住民票の異動の区別なく、等しく震災時に居住していた地域の行政サービスの提供を受けられるように、原発避難者特例法の指定市町村を支援対象地域の全ての市町村に拡大するとともに、同法の特例事務を抜本的に拡充すること。 ・国は、原発避難者特例法（以下、「特例法」という。）に基づく指定市町村を東北・関東に広がる放射能汚染の被害地域全体に広げるとともに、避難者の要望に基づいて住民並みのサービスが受けられる特例事務も広げるよう求める。 	<p>原発避難者特例法の指定市町村の指定は、同法第3条第1項に基づき、原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域等の設定に係る指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものについて行われているものであり、指定にあたっては、同法第3条第2項の規定に基づき、指定しようとする市町村を包括する都道府県の意見も聴いているところです。</p> <p>また、同法第6条に規定する特例事務として告示されている10法律</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
			<p>219 事務は、指定市町村又は指定都道府県で処理することが困難なものとして、同法第 5 条の規定による指定市町村又は指定都道府県からの届出に基づき、総務大臣により告示されたものです。</p> <p>今後、仮に特例事務の範囲を変更する場合には、指定市町村等からの届出に基づき、同様の手続を経て行われることとなります。</p>
43		<p><u>受入れ団体が負担する経費について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ団体が負担する経費については、受入れ団体の裁量を広くし、特に人件費や交流会の実施費用等に用いることができることを明記すべきである。 ・受入れ団体役務の提供のみならず、地方公共団体が被災者のために行う活動全般について、幅広く利用できるようにすべきである。具体的には、人件費や交流会の実施費用等に用いることができることを明記すべきである。 ・地方財政措置の対象となる避難住民受入れ団体が負担する経費に、特例事務以外の経費も加えるべき。 ・避難受入れ自治体に交付税措置ほかの支援を。 	<p>避難住民の受入れに伴い、受入れ団体が負担する経費は、特別交付税措置を講じています。地方交付税は使途に制限のない一般財源であり、ご指摘の経費に用いることはなんら差し支えありませんが、このことは地方交付税法第 3 条第 2 項から明らかです。</p> <p>原発避難者特例法の避難住民の受入れに伴う市町村分の経費については、従来から特例事務以外の経費を含めて特別交付税措置を講じています。なお、平成 25 年度の算定方法については、避難住民一人当たりの受入れ経費の単価を用いて積算することとしています。</p> <p>避難住民の受入れに伴い、受入れ団体が負担する経費は、特別交付税措置を講じています。</p>
44	<p>Ⅲ-3-⑩ 避難元自治体との関係維持 (4 件)</p>	<p><u>避難元自治体等による情報提供について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国避難者情報システムの運用を改善し、具体的な生活・支援情報等も移動先自治体間で引き継げるようにすること。 ・また、県外避難者にとって、避難元自治体に限らず、複数の市町村の情報が得られるようにすること。 ・被災者に対し、移動先の地域の情報及び支援対象地域の情報(除染状況・生活情報等々)の提供を継続的に、もれなく行うこと。 ・現在多くの避難者から、避難元の情報が十分に入っていないとの問題が指摘されていることから、連絡や情報提供の手段の多様化と実効性確保が必要。 ・支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体が、相互に、移動した被災者の動向、及び当該被災者の居住していた支援対象地域の情報共有をはかり、被災者が帰 	<p>避難者の避難先等の情報については、「全国避難者情報システム」の活用等により、避難者から任意に提出された避難先所在地等の情報を避難元自治体に提供し、避難元自治体から避難者への各種通知等に寄与したところです。</p> <p>今後、避難者情報については、被災者支援のための被災者台帳の作成について災害対策基本法に位置づけられたことから、同法に基づく被災者台帳制度の活用が見込まれます。</p> <p>地元住民との間の円滑なコミュニケーションの確立により、ICT による地域のきずな再生・強化を図るために、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供するとともに、地域のコミュニケーションを円滑化す</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>還するまでの間、支援対象地域やその住民との良好な関係を保つための施策を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体との関係維持」などは、現行の支援を継続するだけでなく、拡充すること。 	<p>るため、被災自治体が情報通信環境を構築する事業に対して支援を行っています。</p>
44	<p>Ⅲ-3-⑫ 避難指示区域からの避難者に対する支援 (13件)</p>	<p><u>避難指示の基準が追加放射線量年間20mSvであるのは高すぎ、また、避難指示区域への帰還にこだわるべきではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の考え方を年間20ミリシーベルトとしていることはおかしい。 ・直ちに帰還できない区域は、帰還にこだわるより、別の土地での生活再建を促すべき。 ・直ちに帰還できない区域の公共施設等のメンテナンスをすることは新たな被ばく者を生むので再考すべき。 	<p>福島第一原発事故に伴う避難指示については、ICRPの示す年間20mSv～100mSvの範囲のうち、最も厳しい値に相当する年間20mSvを基準としたものであり、住民の安心を最優先に考えたものとなっています。</p> <p>避難指示区域等のうち、放射線量が高い地域の復興については、困難な課題が様々にありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民意向調査によると、戻らないと決めている方が一定の割合でいる一方、戻りたいと考えている方、まだ判断できないという方を合わせると、いずれの自治体においても半数以上いること ・被災自治体も帰還に向けた復興プランを進めていること ・モデル除染事業の成果なども含め、線量低減の状況を見極める必要があること <p>といった諸事情を勘案しながら、帰還の判断のための情報提供に努めるとともに、各市町村ともよく相談しつつ、帰還の加速化に向けた取組と長期避難に当たっての生活拠点の整備といった取組をともに進めているところです。</p>
45	<p>Ⅲ-3-⑬ 放射線による健康への影響調査・医療の提供 (1,481件)</p>	<p><u>線量把握を実施すべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人線量計によるきめ細かな外部被ばく線量の把握をすべき。 ・WBC、尿による内部被ばく線量の把握をすべき。 	<p>空間線量からの被ばく線量推計のみならず、個人の外部被ばく線量を正確に把握することは重要です。福島県内では、市町村が個人線量計を配付して被ばく線量の把握を行っているところです。また、福島県外の汚染状況重点調査地域において、平成25年度は、2箇所程度の地域において、個人被ばく線量の測定対象者の選定方法や測定方法等を確認するため、モデル的に線量測定事業を実施することとしています。今後、この結果を踏まえ、事業を拡充することを予定しています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
			<p>内部被ばく線量については、福島県内では県等がホールボディカウンター（WBC）による検査を実施しているところです。また、尿による内部被ばく線量の把握については、福島県における内部被ばく線量評価のための基礎調査の結果、尿検査でセシウムの内部被ばくの線量を正確に推定するためには長時間の検査が必要でありホールボディカウンター（WBC）の活用が効果的かつ効率的であると評価されていると承知しています。</p>
46		<p>福島県外でも健康調査を実施すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 1 mSv 以上の地域において健康調査をすべき。 ・子どもの定期的健康診断については年間 1 msv を越える自治体において、速やかに実施すべき。 ・県外でも被ばくに対応した健診を行ってください。 ・地域を限定せず、全国どこでも希望する人は全て放射能健康診断を受けられるような制度とすべきです。 	<p>福島県の近隣県においては、各県が主体となり開催された有識者会議において、放射線による健康影響が観察できるレベルでないことから科学的には特段の健康管理は必要ないとの結論が出ていると承知しています。</p> <p>また、本年 2 月に公表された WHO の報告書や本年 10 月 1 日に公表された国連科学委員会の活動報告書においても、今回の事故に関する放射線による健康への影響について、「放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはない」と評価されています。</p> <p>これらの結果を踏まえ、当面は福島県民健康管理調査を着実に実施していくことが重要と考えておりますが、今回の基本方針の中で、健康影響の調査等に関する施策については、これまでの知見を踏まえつつ、「新たに有識者会議を開催し、今後の支援の在り方を検討」することとしています。</p>
47		<p>あらゆる疾患を考慮した健康診断をすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺検査を 1 年に 1 回行って欲しい。 ・あらゆる疾患を考慮した健康診断をすべき。 ・低線量被ばくによる健康へのリスクをがんに限定せず、幅広い内容の健康診断をすべき。 ・定期的、かつ継続的に血液検査やホール・ボディー検査まで責任をもって検査される 	<p>健康調査をどこでどのような内容でどのような方に行うかを検討するに当たっては、医学の専門家の意見を十分に尊重することが重要です。福島県においては、地元の医師や専門家による検討委員会が行われ、健康管理の在り方について議論が行われたと承知しています。</p> <p>福島県が実施している健康管理調査の内容については、国連科学委員会の報告をはじめ医学等の専門家のコンセンサスとなっている様々な</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>仕組みを早期に、しっかりと作っていただきたく思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神的なことからくる健康被害も因果関係問わず放射線によるものとして対応してほしい。 医療の確保については、避難先で安心して生活出来るよう避難先で、家族全員が甲状腺のエコー検査、血液検査、ホールボディカウンターの実施を求めます。事故後、新しい家族が増えた場合も、検査を受ける対象にしてもらいたい。 健康調査や医療については、ICRP の知見や基準のみならず、ECRR などの主張も参考にすること。 今後起こりうる幅広い疾病・健康被害に対応する健診態勢の拡充を、切実に望む。 	<p>知見の蓄積に基づいて県の検討委員会が必要と判断した項目が実施されていると承知しています。</p> <p>また、今後も最新の医学の専門家の意見を尊重しながら健康管理に取り組んでいくことが重要であるとの認識の下、今回の基本方針案では、健康影響の調査等に関する施策については、これまでの知見を踏まえつつ「新たに有識者会議を開催し、今後の支援の在り方を検討」することとしています。</p>
48		<p>健康診査等に関する情報を公開すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が希望する内容の検査を充実させ、本人含め、情報（データ）の共有をされたい。 福島県の年間の健康調査を一般公開すること。（隠してるようで気持ち悪い。状況を掴みづらい。） 	<p>福島県が実施している健康管理調査の結果等は福島県「県民健康管理調査」検討委員会において公開されており、今後も同委員会が定期的で開催され、最新の情報が公開されるものと承知しています。</p> <p>今回の基本方針案では、検査結果等について「福島県民健康管理調査の着実な実施のため、甲状腺検査結果等の情報の管理・集約・提供の在り方を検討する」こととしています。</p>
49		<p>県外避難者に関する支援体制を構築すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線による健康への影響調査については、福島県在住ではない市民（避難者として福島県から住民票を移した市民）も対象とすべき。 福島県外への避難者の健康管理への、今後の支援について、避難先の自治体への支援というだけでなく、もっと分かりやすく打ちだしてください。 福島県以外でも被ばくに対応した健診受診をどこでも無料で受けられるようにしてください。 	<p>福島県外に避難された方に対しても、基本的には県内の方と同様の内容で健康管理調査が行われることになっていると承知しています。例えば、甲状腺検査は平成23年3月11日時点で0歳から18歳までの福島県民を対象としており、避難者として福島県から住民票を移した市民についても、福島県外46都道府県の78の医療機関（平成25年10月1日現在）において甲状腺検査を受診できる体制になっています。また、健康診査についても、県外指定医療機関においても受診することが可能であると承知しています。</p>
50		<p>医療費を減免すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療無償提供の定めがない。13条3項によれば少なくとも減免は必須。 被曝手帳を配布し、健康診断と医療費の公的保証を行うこと。 	<p>医療費の減免については、今回の基本方針案では、「県民健康管理調査や個人線量の把握の結果をもとに、放射線による健康影響が見込まれる子どもや妊婦の範囲、負傷や疾病の範囲などを見極めた上で、適切な</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> ・全国希望するすべての人に無料で放射能健康診断と医療保障を盛り込んだものに作りかえるべき。 ・被曝量の検査を含めた医療検査の無料化、被曝により癌以外にもありとあらゆる健康被害が、すでにチェルノブイリ事故後の被爆者たちに統計的に明らかに生じていることを考えれば、医療費用の全額免除、それが無理ならば、その9割免除等の措置がなされるべきである。 	<p>支援が行われるよう、医療に関する施策の在り方をこれまでの知見や専門家のご意見も伺いながら検討」することとしています。</p>
51		<p><u>「医療に関する施策のあり方」に関しては、有識者会議を開催するではなく、被災者の意見を聞くべき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康管理調査」を「有識者会議」に委ねないでください。政府の御用達有識者を信頼することができないため、健康管理については、被災者を含む支援団体と有識者市民に諮ってメンバーを選んでください。 ・「医療に関する施策のあり方」に関しては、有識者ではなく、一刻も早く被災者の意見を聞き、広範囲な検査・治療体制を整えるべきです。 ・「医療に関する施策のあり方」に関しては、新たな有識者会議を開催していますが、被災者の意見を聞く機会が欠落しています。 	<p>今後の支援の在り方については、基本方針案ではこれまでの県民健康管理調査や福島県周辺県の専門家の意見、事故に係る国際的な評価等の知見を踏まえ、有識者会議を開催し検討することとしています。医学等の専門家の意見を尊重しながら検討してまいります。</p>
52	<p>Ⅲ-3-⑭ その他の施策 (924件)</p>	<p><u>避難した人たちや新たに避難する人たちへの支援が含まれていないなど、施策が不十分である。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域に対して何が支援されるのかわからない。 ・実質的で具体的な避難者への支援が含まれていません。 ・ほとんどが既存の施策であり、どれが新規施策か明確にしてください。 ・全国各地に避難されている方と新しく避難される方にも支援をお願いします。 ・福島県内で暮らす場合に不安を解消するための施策ばかりで、福島県外に避難した人たちへの支援が少ない。 ・避難の権利に関する施策がありません。汚染地への帰還を促すものになってしまっています。 ・汚染地域からの自主避難を希望する家庭に対して、その引っ越し費用を、国が全額負 	<p>具体的な支援施策の概要や対象地域については、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針」に関する施策とりまとめを公表し、各施策の概要や対象地域についてお示しすることとしています。</p> <p>新規・拡充する主な施策については、基本方針概要資料の2ページ目に掲げていますが、その中でも、「民間団体を活用した被災者支援の拡充」では福島県外への避難者の方々に対する情報提供・相談対応等の支援を行うほか、支援対象地域に居住していた避難者の方々の公営住宅への入居の円滑化支援を検討しています。このような施策により、これから避難するの方々に対しても支援を行うこととしています。</p> <p>日本司法支援センターでは、東日本大震災法律援助事業を実施するとともに、被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に被災地出張所</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<p>担してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大災害から一定の時間が経過すると自死や孤独死が増加する。医療関係者等による被災者の心のケア支援事業が予定されているが、合わせて法律専門家の支援は不可欠。 ・被災現地では登記等に対する相談等の要請が非常に高く、日本司法支援センターの果たす役割は大きいですが、同センターでは扱っていないので、改めるべき。同センターは日本司法書士会連合会との連携をより進め、法律家派遣事業をさらに推進すべき。 	<p>を設置し、関係機関等との連携協力の上、弁護士による無料法律相談、司法書士を含めた各種専門家による無料相談等を実施して被災者の法的ニーズに対応しているところであり、今後も日本司法書士会連合会を含めた関係機関等との連携を強化し、被災者の法的ニーズに応えられるよう適切に対処してまいります。</p> <p>なお、同センターが行う民事法律扶助業務は、総合法律支援法に基づき、民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の正当な権利を実現することができるようにするために、弁護士費用等の立替え等の援助を行うものであり、民事紛争に該当しない不動産登記手続に関する相談等は民事法律扶助の対象とされていませんが、他方、同センターが行う情報提供業務においては、登記に関する相談であれば司法書士会や法務局等の相談窓口に関する情報を提供するなど、問合せ内容に応じた法制度や相談機関等に関する情報を提供しています。</p>
53	<p>Ⅲ-4-① 低線量放射線による健康影響等の調査研究・成果普及 (13件)</p>	<p><u>低線量被ばくの危険性が十分に分かっていないことをきちんと伝えるなど、被ばくした人の立場に立った調査研究が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染地域の原状回復がなされぬまま、住民を住まわせ帰還を促し、住民を被曝させ続けながら調査研究を続けることは「人体実験」に他ならず、人道的見地から許されない。 ・わずかな被曝も何らかの影響があるという観点で、被曝された方の立場に立った詳細な調査研をしていただきたい。 ・低線量被曝の危険性は、現時点での科学的知見は「分かっていない」とするのが正しいので、きちんとそう伝えるべき。 ・2年間以上、不安を取り除く手だてが打てていないでいること。 ・学校関係者の放射能汚染と子どもたちへの影響についての研修を行うべきである。 ・国民との双方向のコミュニケーションの成果を被災者への支援に活かすため、定期的に公開で勉強会を行う。 	<p>放射線が人の健康に及ぼす影響について科学的に未解明な点があることを踏まえ、科学的データの収集・解析や、健康への影響に関する調査を進めているところです。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
54	Ⅲ-4-② 放射線に関する医療・調査研究人材の養成 (5件)	<u>低線量被ばくのリスクについてリスクコミュニケーションと人材育成を徹底すべき。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の医療やリスクコミュニケーションに係る人材育成は被ばく量の過小評価や「年20mSv以下や年5mSv以下の被ばくによる健康への影響は小さい」といった国際的な認識とは異なる考え方に基づいて実施されており、正確な線量計測結果や、被ばくによる健康への影響に関する国際的認識に基づき、見直すべき。 ・ほとんど住民に関係のない支援はこの方針からのぞくべきです。人材養成は必要ではないと考えます。 ・放射能に関して低線量被曝を危険視する教育の徹底と、専門家（医者・カウンセラー等）の育成をして欲しい。 ・2年間以上、不安を取り除く手だてが打てていないでいること。 ・学校関係者の放射能汚染と子どもたちへの影響についての研修を行うべきである。 ・国民との双方向のコミュニケーションの成果を被災者への支援に活かすため、定期的に公開で勉強会を行う。 ・リスクコミュニケーション人材育成については、医学系の大学のみならず、社会科学や人文科学(コミュニケーション学、心理学系含む)の大学とも連携して行うべきです。 	<p>法第16条の規定を踏まえ、放射線に関する医療・調査研究人材の養成も含め、政府全体で、原子力被災者をはじめとする国民全般が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に講じていくこととしています。</p>
55	Ⅲ-4-③ 国際的な連携協力 (13件)	<u>IAEAとの国際協力について</u> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力推進のIAEAと健康影響や環境影響などで連携するのは、利益相反なのでやめる。 ・IAEAとの連携協力については受け入れ難いです。 ・IAEAは原発推進団体と聞きます。IAEAではなくECRR(欧州放射線リスク委員会)や、福島での被災者の方々が推薦する国内外の研究機関との連携協力をしてください。 ・IAEAは原子力推進機関であり、人の健康を守る機関としては最もふさわしくありません。IAEAとは協力しないこと。 ・本件に関しIAEAとの協力は必要と思われるが、ウクライナ・ベラルーシとの協力は不要と考える。 	<p>IAEAは、原子力関連施設における周辺住民を放射線の影響から守るための設計や安全管理などの原子力安全分野における国際的な基準・指針の策定及び普及において主導的な役割を担っており、また、病気の診断、治療及び防止と言った医療分野での放射線の活用に関する取組も行っており、IAEAとの協力は重要であると考えています。</p> <p>また、それぞれの国のエネルギー政策や原子力発電の位置づけは各国が自ら決定するものです。IAEAは各国が原子力発電を導入するかどうかについて特定の立場をとってはならず、利益相反とのご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>国際的な連携協力として、IAEAとの間では、放射線モニタリング及び除染、人の健康、並びに緊急事態の準備及び対応等の各分野にお</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
		<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力を各国政府や I A E A などの国際機関との連携、情報共有の範囲にとどめないこと。 ・p11 の「国際的な連携協力」の中でも心身における影響について「情報共有」するだけでなく予防原則に則った有効な措置を速やかに行ってください。 	<p>る具体的協力プロジェクトが進められています。</p> <p>福島第一原発事故の状況については、I A E A 等をはじめとする国際機関とも連携しつつ、HP 等を通じ広く国内外に情報発信を行っていく考えです。</p>
56		<p>その他の国際機関との国際協力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な連携協力についてですが、国連機関においても、日本の原発事故対応に関する意見は様々にわかるようですので、多様な意見の国際機関と連携をすることがよいと思います。例えば国連系であっても I A E A や国連科学委員会のみならず、国連人権委員会やユネスコ等とも連携を行う方がいいと思います。 ・原発推進と偏向してみられているような機関だけでなく、人々の健康や命を守るために活動している国内外の機関と連携協力すべきである。 ・国際的な連携協力においてはドイツとの協力を結ぶのも良いのではないかと考える。 ・26 年前に事故を起こしたチェルノブイリの教訓（データ）から、学ぶべき。日本の現状は、旧ソ連よりひどいと言わざるを得ない。 	<p>福島第一原発事故に関して、国際社会の叡智を集めて対応することは重要であると考えており、専門的知見を有する国際機関と適切な連携協力を行っていく考えです。</p> <p>福島第一原発事故への対応については、国内はもとより、国際社会の知見を得て対応していくことが重要であると考えており、I A E A、U N S C E A R 等の専門的知見を有する国際機関と連携協力していく考えです。</p> <p>福島第一原発事故を経験した我が国とチェルノブイリ原発事故を経験したウクライナ及びベラルーシは、原発事故後の対応を推進するための両国間の協力を強化し、このような両国間の協力の成果を国際社会と共有することが極めて重要との認識で一致しています。</p> <p>福島第一原発事故後、国会議員、政府関係者、大学関係者等がウクライナ、ベラルーシを訪れ、ウクライナ、ベラルーシ側と様々な意見交換を行ってきています。このような意見交換を通じ、日本側はチェルノブイリ原発事故後の対応からウクライナ、ベラルーシが得た知見から多くを学び、これらの知見を福島第一原発事故からの復興に役立てています。</p> <p>このような状況を踏まえ、我が国政府は、原発事故後の対応を推進するための両国間の協力を更に強化するため、原発事故後協力協定をウクライナとの間では、昨年5月に、ベラルーシとの間では昨年12月に締結しました。同協定に基づき、ウクライナ、ベラルーシそれぞれと年1回、原発事故後協力合同委員会を開催しています。</p>

番号	カテゴリ	主な意見	見解
57	Ⅲ-4-④ 国民の理解促進 (62件)	<u>リスクコミュニケーションのための資料は、低線量被ばくのリスクに十分配慮したものとすべき。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・低線量被ばくによる健康影響について、国際的な知見を反映させるべき。 ・正確な情報を伝えるべき。 ・問題ないというメッセージを伝えるのではなく、客観的な事実を伝えるべき。 ・国による一方的な放射線に対する情報だけではなく、批判的な見解と両論を紹介してください。 ・「放射線の影響等に係る統一的資料」については、統一的ではなく、低線量被ばくのリスクについても十分配慮したものにしてください。 <u>相談できる環境を作るべき</u> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線問題について、学校単位や乳幼児健診時に託児つきでなど、細かい単位で学習会や相談会を実施すること。 ・保健所に、放射能について話し合いたい人の集いを開いて下さい。話し合えないことが余計ストレスになります。 	法第16条の規定も踏まえ、今回の基本方針案では、「原子力被災者をはじめとする国民の低線量放射線量の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進」することとしています。
58	Ⅳ-1 施策に関する被災者への情報提供 (29件)	<u>施策やこの法律の内容についての周知や問い合わせ対応を充実させるべき。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような支援を受けられるか、制度が複雑でわかりにくいいため、復興庁にフリーダイヤルで支援施策を案内する相談窓口をつくって欲しい。 	別途、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針」に関する施策とりまとめを公表し、各施策の概要や対象地域についてお示しすることとしています。 また、フリーダイヤルは設けていませんが、子ども被災者支援法そのものに関するお問い合わせは復興庁で、各施策に関するお問い合わせは各担当省庁（上記とりまとめに担当省庁を記載します）で対応することとしています。
59	Ⅳ-2 基本方針の見直し (9件)	<u>基本方針の見直しの時期・手続について明らかにしてほしい。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の附則にあるとおり、支援対象地域の見直しにあわせて毎年基本方針を見直してほしい。 ・社会状況によって支援方法や対象などが変わってくるので、基本方針の見直しは毎年行うことを盛り込んでほしい。 	基本方針は、法附則第2条に定める支援対象地域等の対象となる区域の見直しにあわせ、必要に応じ、その内容を見直す事としています。その際、被災者等の意見を適切に反映する観点から、被災者を支援する民間団体等とも連携します。

番号	カテゴリ	主な意見	見解
60	V-1 手続 (2,063件)	<u>基本方針案策定等における被災者等の意見反映が十分でない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの期間が短すぎるので延長してほしい。最低1か月は行うべき。 ・全国各地で公聴会を実施してほしい。 ・政府主催の説明会が2回だけというのは少ない。 ・継続的に被災者の声を聞き、施策に反映するため、常設の協議機関を設置すべき。 	<p>今回の基本方針案のパブリックコメントについては、期間が短いというご意見を多くいただいたことから、当初9月13日までとしていた期間を10日間延長し、9月23日までとしたところであり、また、基本方針案に関する政府主催の説明会を9月11日と13日に、福島県及び東京都で開催したところです。</p> <p>本パブリックコメントに対しても4900件以上のご意見をいただき、これまでに寄せられたご意見を踏まえ、修正を行った上で基本方針を決定することとしたところです。</p> <p>これまで、被災者団体等が開催する会合に政府職員が参加するなどして、被災者の方々のご意見を伺ってきたところです。</p> <p>今後とも、被災者の方々を支援する民間団体とも協力しながら、ご意見を引き続き伺いつつ、必要に応じ、政府が責任を持って、施策の充実等を検討したいと考えています。</p>
61	V-2 その他 (960件)	<u>その他のご意見</u> <ul style="list-style-type: none"> ・絶対反対です。おかしいです。考え直してください。 ・東京オリンピックよりも被災地復興のために予算を使うべき。 ・子ども、若者は疎開させる支援してほしい。福島で被ばくしつつ生活させるのではなく、支援は疎開という形にしてほしい。 ・年間5ミリシーベルト以上の地域に居住することも、保護者が移住を希望しない場合は、国の責任によって疎開をさせる。その際、保護者が子どもと面会する為の交通費等の費用は国が支援する。 ・チェルノブイリで強制移住となったのと同じ年間総被曝5ミリシーベルト以上の汚染地域は、国を挙げて移住させる政策を同じように取るべきだと思います。 	<p>東日本大震災からの復興・再生は政府の最優先課題であり、復興の加速化に向けた取組を着実に実施していきます。</p> <p>政府による避難指示が行われている地域以外では、当該地域での生活を継続するか他の地域に避難するかは一義的には住民の方々の判断によるものですが、政府としてはそれぞれの場合について必要な支援を講じていくこととしています。</p>